

佐倉市中小企業事業継続支援金 申請の手引き

受付期間

令和3年4月15日（木）

～ 令和3年10月29日（金）

1. 事業趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市内中小企業者等の事業継続を支援するため、「佐倉市中小企業事業継続支援金」を交付します。

2. 対象になる事業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人（以下、中小企業者という。）、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人又は組合等。

《中小企業者の範囲》

| 業種 | 下記のいずれかを満たすこと | |
|-------------------------------|---------------|-------------|
| | 資本金額または出資総額 | 常時使用する従業員の数 |
| ① 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ② 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| ③ サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ④製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |

※中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じる。ただし、医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数が300人以下の法人まで対象となります。

※農林漁業に該当する業種は支給対象となりません。

※学校法人、宗教法人、農事組合法人、有限責任事業組合（LLP）は支給対象となりません。

3. 交付要件

(1) 佐倉市内に主たる事業所、事務所等を有すること。

法人の場合

・登録簿上の本店所在地または支店所在地が佐倉市内であること。**または佐倉市に法人市民税の申告をしていること。**

個人事業主の場合

・原則として、青色申告の場合は所得税の確定申告書（青色申告決算書）に記載された事業所所在地、白色申告の場合は所得税の確定申告書（収支内訳書）に記載された事業所所在地が佐倉市内であること。

(2) 令和2年以前から佐倉市内の主たる事業所、事務所等にて事業を行い、当該事業にて収入を得ていること。

(3) 令和3年1月から9月までのうち、いずれかの月において売上高が前年同月と比較し**20%以上減少した**こと。

法人の場合

令和3年1月から9月までのいずれかひと月の売上高と法人税の確定申告書（法人事業概況説明書）に記載の前年同月売上高で比較します。

個人事業主の場合

●青色申告の場合

令和3年1月から9月までのいずれかひと月の売上高と所得税の確定申告書（青色申告決算書）に記載の前年同月売上高で比較します。

○白色申告の場合

令和3年1月から9月までのいずれかひと月の売上高と所得税の確定申告書（収支内訳書）に記載の年間事業収入の月平均額で比較します。

※前年同月の時点で既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、20%以上売上高が減少していない場合に限り、前々年の同月と比較することができます。

(4) 支援金の交付後も事業を継続する意思があること。

(5) 飲食店の場合は、千葉県の要請する時短営業および感染防止対策を実施していること。

4. 交付額

15万円

ただし、佐倉市小規模事業者応援給付金を受けた者は5万円

5. 提出書類

①佐倉市中小企業事業継続支援金申請書兼実績報告書兼請求書【様式第1号】

市HPからダウンロードできる他、佐倉商工会議所1階、佐倉市役所5階に配架しています。また、ご希望に応じてご自宅へ郵送します。ご請求の際は裏表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

②令和3年1月～9月のいずれかの月の売上が確認できる書類の写し

お店の売上台帳など、売上が減少した月の売上金額がわかるものの写しを提出してください。

③確定申告書の写し

法人の場合

- 前年の確定申告書の写し（※税務署等の收受印又は受信確認があるもの）
 - ・法人税の確定申告書別表一
 - ・法人事業概況説明書（2ページ分）

個人事業主の場合

- 令和2年分の確定申告書の写し（※税務署等の收受印又は受信確認があるもの）
 - ・所得税の確定申告書第一表
 - ・所得税青色申告決算書（青色申告の場合のみ【1～2ページ部分】）
 - ・所得税収支内訳書（白色申告の場合のみ）

※前年同月の時点で既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、20%以上売上高が減少していない場合に限り、前々年同月と比較することができます。その場合のみ、さらに1期前の確定申告書類の写しも併せて提出してください。

④本人確認書類の写し【個人事業主のみ】

運転免許証等、公的機関の発行する顔写真付きで住所・氏名がわかるものの写しを提出してください。

⑤商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しまたは直近の法人市民税の確定申告書の写し（第二十号様式）のいずれか【法人のみ】

※商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しを提出する場合は、発行から3か月以内のものを提出してください。

6. 提出方法・提出先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送にて下記宛先へご提出ください。

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市役所 産業振興課 中小企業事業継続支援金担当 宛て

7. その他特殊なケースについて

新規開業特例 1

例えば令和2年11月に開業した場合など、申請時点で比較する前年同月の売上高が存在しない場合は、以下の書類を追加提出のうえ、令和2年の年間事業収入を開業後月数で案分した月平均額を用いて売上高減少率を算出してください。

■個人事業の開業届出書の写しまたは営業許可書など

※開業後月数は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

新規開業特例 2

例えば令和2年10月以降に会社を設立し、申請時点で法人税の確定申告時期が到来していないような場合は、以下の書類を追加提出のうえ、令和2年の年間事業収入を開業後月数で案分した月平均額を用いて売上高減少率を算出してください。

■税理士等による署名押印がされた令和2年分の年間事業収入を証明する書類（様式任意）

※開業後月数は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

NPO法人・公益法人等特例

申請主体がNPO法人や公益法人等であり、確定申告を要さない場合は、代わりに以下の書類等を提出のうえ、年間事業収入の月平均額を用いて売上高減少率を算出してください。

■NPO法人の場合 → （特定非営利活動に係る）事業報告書

■公益財団法人・公益社団法人 → 正味財産増減計算書

■社会福祉法人 → 事業活動計算書

8. その他注意事項

- 申請受付から交付（口座振り込み）まで、3～4週間程度の期間を要します。また、申請書類に不備がある場合は、それ以上の期間がかかることがあります。
- 申請内容に関する事実確認のため、市の担当者から申請者宛てにお電話することがあります。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- 申請書類を審査後、交付が決定した段階で【交付決定通知書】を申請者宛てに郵送し、口座への入金【交付決定通知書】発送後に行います。
- 申請は1事業者1回のみ可能です。
- 本支援金は課税対象です。
- 交付の可否にかかわらず申請書類は返却しません。あらかじめご了承ください。

9. 問い合わせ先

佐倉市役所 産業振興課 中小企業事業継続支援金
TEL : 043-484-6283 （受付は平日 9 : 00～17 : 00）
Mail : sangyoshinko@city.sakura.lg.jp